



一般廃棄物収集運搬業許可証

三住第1735号

三戸町許可第247号

住所 岩手県二戸市金田一字上田面241-1
氏名 有限会社八紘カイハツ
代表取締役 岩下 重俊 様

令和6年2月29日付けで申請のあった一般廃棄物収集業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可し、許可証を交付する。

令和6年3月26日

三戸町長 松尾 和彦



許可内容 収集運搬業
廃棄物種類 ・ 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
・ 引っ越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ（可燃、不燃、厨芥類、粗大、家電4品目）

許可期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

収集区域 計画収集区域内

許可条件

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、町の計画及び指導に従うこと。
- （2）処理施設を利用する場合は、処理施設の係員の指示に従うこと。
- （3）本許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- （4）上記事項並びに法に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消すことがある。
- （5）事業を廃止したとき、又は許可を取り消されたときは、7日以内に許可返納すること。
- （6）更新しようとするときは、許可期限の1ヶ月前までに申請すること。
- （7）廃棄物搬入時に処理施設から展開検査を求められた場合、応じること。
- （8）三戸町一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱を遵守すること。